

参考資料7 オランダにおける温暖化対策としての協定の概要

①締結日

1999年6月

②締結者

【政府側】

住宅・空間計画・環境省

経済省

地方自治体間協議フォーラム (The Inter-Povincial Consultative Forum alliance)

【企業側】

オランダ工業・経営者協会 (VNO-NCW)

産業別業界団体：化学、鉄鋼、非鉄金属、石油、紙・段ボール、電力

その他個別企業

③協定への参加

「協定締結により生じる履行義務に同意する場合に、協定を締結してもよい」とされており、協定を締結しなくてもよい。ただし、協定を締結できるのは、エネルギー多消費型施設を所有する企業である。参加資格について官民共同の委員会（ベンチマーク委員会）の承認が必要であり、どのような企業でも締結できるわけではない。

また協定の締結すると、施設に対して CO2 排出削減や省エネルギーに向けたさらなる追加的な措置（特別のエネルギー税、CO2 排出総量制限、強制的なエネルギー効率基準・CO2 排出基準等）をとらないとしている。

④協定の法的位置づけ

本協定は民事契約による合意 (civil law agreement) として位置づけられている。

⑤協定不遵守時の措置

もし企業が協定を遵守しなかった場合には、「政府等が一方的に環境許可の強化やその他の措置をとることができる」とされている。ただし、こうした措置を発動する前に、当該企業とよく協議を行い、協定を遵守するための猶予期間を与えることが必要とされている。